

現行計画の概要

1. 総論

障害者基本法に基づく「障がい者支援計画（平成30～令和5年度）」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画（令和3～5年度）」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画（令和3～5年度）」を一体的に策定

障害者基本法の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす。

基本方針

- 1 個人としての尊重
- 2 社会参加の機会の確保
- 3 地域での自立生活の推進

計画推進の基本的な方策

- 1 生活支援のための地域づくり
- 2 ライフステージに沿った支援
- 3 多様なニーズに対応した支援
- 4 差別解消及び権利擁護の取組の推進
- 5 支援の担い手の確保と資質の向上
- 6 調査研究の推進

2. 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

- 1 啓発・広報
- 2 情報・コミュニケーション

第2章 地域での暮らしを支えるために

- 1 権利擁護・相談支援
- 2 生活支援
- 3 スポーツ・文化活動等

第3章 地域生活への移行のために

- 1 施設入所者の地域移行
- 2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

第4章 地域で学び・働くために

- 1 保育・教育
- 2 就業

第5章 住みよい環境づくりのために

- 1 生活環境
- 2 安全・安心

第6章 地域で安心して暮らすために

- 1 保健・医療

3. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

成果目標 ※目標年度：令和5年度

- 1 施設入所者の地域移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設からの一般就労
- 4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援の充実強化等
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築

主な障がい福祉サービスの見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	月あたり利用者数	17,599人	18,482人	19,421人
	月あたり利用時間	600,857時間	622,674時間	646,042時間
通所系サービス	月あたり利用者数	17,710人	18,064人	18,426人
	月あたり利用日数	288,971日	294,799日	300,759日
居住系サービス	グループホーム	3,201人	3,490人	3,805人
	施設入所支援	1,296人	1,291人	1,285人

国の動向（主な法改正等）

障害者総合支援法等の改正

- 1 就労選択支援の創設
- 2 精神保健に関する相談支援の対象拡大
- 3 市町村長同意による医療保護入院の実施
- 4 医療費助成（難病・小慢等）の充実
- 5 居住地特例の対象拡大
- など

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケアの必要なこどもとその家族に係る施策を推進

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

障がい者による情報の取得・意思疎通に係る施策を推進

国の基本指針の見直し（案）

- | | （成果目標） |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 | 1 施設入所者の地域生活への移行（継続） |
| 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続） |
| 3 福祉施設から一般就労への移行等 | 3 地域生活支援の充実（拡充） |
| 4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 | 4 福祉施設から一般就労への移行等（拡充） |
| 5 発達障がい者等支援の一層の充実 | 5 障がい児支援の提供体制の整備等（拡充） |
| 6 地域における相談支援体制の充実強化 | 6 相談支援体制の充実・強化等（拡充） |
| 7 障がい者等に対する虐待の防止 | 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（継続） |
| 8 「地域共生社会」の実現に向けた取組 | |
| 9 障がい福祉サービスの質の確保 | |
| 10 障がい福祉人材の確保・定着 | |
| 11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい者（児）福祉計画の策定 | |
| 12 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進 | |
| 13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 | |
| 14 その他：地方分権提案に対する対応 | |

次期計画について

- 障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を一体的に策定
- 計画期間：障がい支援計画は令和6～11年度の6年間
障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和6～8年度の3年間

- 令和4年度大阪市障がい者等基礎調査の結果から見えてきた課題
- 現行計画における進捗及び評価
- 国の動向などの状況の変化
 - ・障害者総合支援法等の改正、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律等の施行
 - ・国の基本指針の見直し（新たな成果目標）

これらの内容を踏まえて、障がい当事者や学識経験者等で構成する「大阪市障がい者施策推進協議会」において審議を行い、令和5年度中に次期計画を策定する。

次期計画策定のスケジュール（予定）

- | | |
|-------------|----------------------|
| ■令和5年4～8月頃 | ワーキング会議（計画素案の検討） |
| ■令和5年9～10月頃 | 障がい者施策推進協議会（計画素案の審議） |
| ■令和5年12月頃 | パブリックコメント実施 |
| ■令和6年2～3月頃 | 障がい者施策推進協議会（計画案の審議） |
| ■令和6年3月 | 次期計画の策定 |

障がいのある人を取りまく現状とニーズの把握等

障がい者等基礎調査の実施

次期計画策定のための基礎資料として、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握するため、令和4年12月に調査を実施

- 本人・家族
- 障がい福祉サービス等事業者
- エルムおおさか等利用者
- 施設入所者・管理者
- 医療費助成、医療支援事業対象者（指定難病・小児慢性）
- 医療的ケアの必要なこども

本市障がい者手帳交付者数【令和4年3月31日現在】

